

江戸川区結婚パスポート事業実施要領

江戸川区結婚パスポート事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条及び第10条の規定により、要綱に定めるほか事業実施のための必要な事項（以下「本要領」という。）を以下のとおり定める。

1. 交付対象者

- (1) 交付対象者のうち事実上の結婚生活を送っている者で区長が認めたとはいは住民基本台帳上、同一世帯でかつ続柄が「夫（世帯主）」「妻（未届）」あるいは、「妻（世帯主）」「夫（未届）」と記載があるものとする。

2. 結婚パスポートの交付申請等

交付申請は電子申請又は郵送申請のいずれかの方法により申請する。

(1) 電子申請

ぴったりサービスにより申請を行う。

マイナンバーカード（以下「マイナカード」という。）を利用し申請する場合は、配偶者の本人確認書類の写しを添付する。

マイナカードを利用せず申請する場合は、本人及び配偶者の本人確認書類を添付する。

(2) 郵送申請

江戸川区結婚パスポート等交付申請書（兼再交付申込書）（別紙様式）に本人及び配偶者の確認書類等の写しを添付し、専用申し込み封筒等で郵送する。

3. 本人確認書類

- (1) 公的機関が発行しているもので、顔写真があり、かつ、住所・氏名が併記されたものとする。以下例示

マイナカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、写真付在留カード、写真付特別永住者証明書 など

- (2) その他、顔写真がない場合は、本人確認書類としては2種類以上の書類とする。

以下例示

国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証、国民年金手帳、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書 など

4. 対象者への送付書類

対象者要件に該当する場合は、以下の書類を申請者の住所へ郵送する。

挨拶状

結婚パスポート

優遇利用券

結婚パスポート案内リーフレット

江戸川区結婚パスポート事業実施要領

5. 対象者の申請内容の変更

結婚パスポートの交付を受けた対象者の住所・氏名等、申請内容に変更があった場合は、コールセンターへ架電し変更内容を届け出ることとする。なお、氏名が変更になった場合は結婚パスポートを再発行することができる。

6. 結婚パスポート等の再発行

結婚パスポートを紛失または毀損した場合は、2. 結婚パスポートの交付申請等に定める方法により再交付を申し込むこととする。ただし、再交付は一度限りとする。また、優遇利用券は、いかなる理由があっても再交付は行わない。

7. 優遇利用施設の利用

- (1) 優遇利用施設については、別表のとおりとする。優遇利用施設などを追加する場合は、本要領で定めることとする。
- (2) 優遇利用施設が工事等により利用できない期間があっても、結婚パスポートの有効期限は延長しない。
- (3) 区宿泊施設補助券(以下「宿泊補助券」という。)の利用方法は以下のとおりとする。

宿泊補助券は、区宿泊施設の利用料(宿泊費)として利用することができる。宿泊補助券の利用は、区宿泊施設1回の利用につき、1人当たり1枚の利用を限度とする。

宿泊補助券は、区宿泊施設の宿泊や食事料等のキャンセル料として利用することはできない。

付 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別紙様式

江戸川区結婚パスポート等交付申請書（兼再交付申請書）

年 月 日

江戸川区長 殿

<申請者>

郵便番号：

住 所：江戸川区

氏 名：

電話番号：

江戸川区結婚パスポート等の交付を受けたいので、江戸川区結婚パスポート事業実施要綱第4条の規定により、確認書類の写し等を添えて下記のとおり申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。また、申請に疑義があった場合は、区が公簿等の確認をすることに同意します。

記

申請者

ふりがな 氏 名		メールアドレス 3	
婚 姻 年月日 1	令和 年 月 日	婚 姻 届 届出地 2	都道府県： 区市町村：

- 1 事実婚の場合はその事実が生じた日付、同性パートナーシップ関係にある場合は同性パートナーシップ証明書等の日付を記載
- 2 事実婚の場合はその事実の届出地、同性パートナーシップ関係にある場合は同性パートナーシップの届出地を記載
- 3 メールアドレスは、江戸川区結婚パスポートのアンケート調査やお知らせ等に利用します。

配偶者 1

ふりがな 氏 名	
住 所 2	〒 江戸川区

- 1 事実婚の場合又は同性パートナーシップ関係の場合は、相手方の氏名・住所を記載
- 2 申請者と同居の場合は記載不要

（確認書類は裏面をご覧ください。）

1. 本人確認書類について

以下の(1)または(2)の書類の写しを添付してください。

(1) 公的機関が発行しているもので、顔写真があり、かつ、住所・氏名が併記された以下の書類の写し1点

(例) マイナンバーカード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、写真付在留カード、写真付特別永住者証明書 など

(2) その他、顔写真がない場合は、以下の書類の写し2点

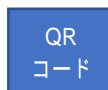
(例) 国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証、国民年金手帳、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書 など

2. 結婚パスポートの交付申請等

交付申請は、電子申請又は郵送申請のいずれかの方法により申請となります。

(1) 電子申請

特設 HP よりお申込みください。



(2) 郵送申請

江戸川区結婚パスポート等交付申請書(兼再交付申請書)に本人及び配偶者の本人確認書類等の写しを添付し、専用申し込み封筒で郵送します。

3. その他

(1) 同性パートナー関係の方は、地方公共団体のパートナーシップ宣誓制度による同性パートナー関係に関する証明書等の写しを添付してください。

(2) 事実婚(事実上の結婚生活を送っている方)の場合は、

住民基本台帳上、同一世帯でかつ続柄が「夫(世帯主)」「妻(未届)」あるいは、「妻(世帯主)」「夫(未届)」と記載があることが必要です。

お問い合わせ

江戸川区結婚パスポートコールセンター

電話 03-6629-2580

受付時間：平日 午前9時～午後5時まで

土・日曜日、祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く

別表

種別・施設	備 考
1 区宿泊施設 宿泊補助券	
穂高荘・塩沢江戸川荘・ホテルシーサイド江戸川	5千円×2枚
2 スポーツ施設等 利用券	
総合体育館・スポーツセンター・スポーツランド・陸上競技場・水辺のスポーツガーデン・小松川さくらホール・小岩アーバンプラザ・小岩区民館・小松川区民館・東部区民館・葛西区民館・鹿骨区民館・江戸川区立コミュニティ会館条例（昭和59年3月江戸川区条例第15号）第2条に規定されたコミュニティ会館のうち篠崎コミュニティホール及び瑞江コミュニティ会館を除いた各施設	12回利用分 各施設において、一般公開利用で個人利用が可能な種目とする（卓球・バトミントン・温水プール・トレーニングルーム・スポーツルーム等） 利用時間は各施設で定める単位時間・区分の範囲内とする。
3 テニスコート 利用券	
スポーツランドテニスコート・水辺のスポーツガーデンテニスコート・小岩テニスコート・谷河内テニスコート・松江テニスコート・西葛西テニスコート	1時間×2回利用分 ナイター（付帯設備利用）を含む。
4 アイススケート場 利用券	
スポーツランドアイススケート場	2回利用分（一般公開利用分） 貸し靴を含む。
5 カヌー場 利用券	
新左近川親水公園カヌー場多目的カヌー場	1時間×2回利用分（一般公開利用分） カヌーレンタルを含む。
6 パノラマシャトル 乗車券	
総合レクリエーション公園内	一日乗車券2枚
7 映画鑑賞	
船堀シネパル（タワーホール船堀）	結婚パスポートの提示により自己負担800円で鑑賞可能 回数制限なし
8 江戸川区内公衆浴場 入浴券	
江戸川区内各公衆浴場	6回利用分